Japanese-Canadian Research Cooperative Program on "Sustainable Water Use"

3rd Call for Project Proposals
(Deadline: April 1, 2014 at 5:00pm Japan Standard Time)

I. General Description

These guidelines are for researchers in Japan collaborating with researchers in Canada on a concurrent call for proposals on "Sustainable Water Use" in the field of "Environmental Science and Technologies". Collaborators in Canada should refer to the following link for detailed instructions for this concurrent call. These instructions include application procedures and application forms, selection criteria and review procedures.

International Collaborations - Concurrent Call for Joint Research Projects ;
http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Pcrofesseurs/RPP-PP/NSERCANR-CRSNGANR_eng.asp

I-1. Concurrent Call for the Funding of Japanese-Canadian Research Cooperative Program

Based on the *Memorandum of Understanding between Japan Science and Technology Agency (JST) and the Natural Sciences and Engineering Research Council of Canada (NSERC)* signed on October 1, 2011, JST and NSERC have developed a framework to launch concurrent calls for research cooperation proposals between researchers in Japan and Canada.

In this 3rd concurrent call, the agencies will invite the submission of parallel project proposals in the priority area of "Sustainable Water Use" in the field of 'Environmental Science and Technologies'. Each selected project will be funded for a period of three years.

I-2. Priority Area

The priority area for this Call is "Sustainable Water Use" with the following research topics:

1) Enhancing Aquatic Ecosystem Services

Research in this research topic focuses on determining how human activities depend on and affect aquatic ecosystem services, as well as developing effective methods for protecting, maintaining and restoring aquatic ecosystems.

Researchers are encouraged; to develop criteria for, and indicators of, the health of aquatic ecosystems, to develop criteria and indicators that can guide risk assessment, environmental policy and decision making on the impact of anthropogenic activities, or to develop methodologies or models that better explore and describe how anthropogenic activities affect aquatic ecosystems and the services that they provide. Research may also involve investigating the ability of various aquatic ecosystems to recover or be restored after disturbance, or the ability of urbanized aquatic ecosystems to provide necessary services.

2) Ensuring Secure Community Water Systems

Urbanization poses specific challenges in water and aquatic ecosystem management that are particular to major cities. In addition, small communities also face distinct challenges towards satisfying public health, environmental and regulatory requirements for water and aquatic ecosystem management.

Technologies are required to enable the management of elements (such as energy, conservation, waste reduction and efficient use of capacity) associated with treatment, distribution, collection and discharge of water and wastewater.

For urban communities:

- development of technologies to treat legacy and/or new and trace contaminants;
- development of new technologies or modification of existing technologies for water/wastewater treatment, water desalination/reuse/replenishment, managing water loss and managing storm water and infiltration;
- cumulative effects and interactions of the stressors that urban areas place on watersheds and groundwater; and
- source water protection of urban water supplies (including groundwater).

For rural small communities:

- appropriate technologies for aquatic ecosystem protection, water/wastewater treatment, water distribution and water management. Where applicable, proposals could integrate a component addressing the barriers to successfully managing and maintaining new water systems and solutions.

Sample key words for topics 1) and 2)

The followings are some of the key words which Japanese and Canadian researchers will likely find of common interest for their proposals to demonstrate a synergy in their research collaboration:

- Small community water supply
- Urban Area Water CSO (Combined Sewer Overflows)
- PPCP (Pharmaceutical and Personal Care Products) in point sources
- Trace contaminants
- Climate change
- Distribution Network control
- UV treatment
- Non point source
- Eutrophication
- Environmental Monitoring
- Land use
- Microbiological contamination /PCR(polymerase chain reaction)
- Source Water Protection
- Water Use, Reclaimed Water

These topics may be related to (or combined with) each other for a common research target. Ecological research can bring in strong engineering components and vice versa. Proposals that incorporate components of social science/communication approach or policy development are of interest, but it not a requirement.

These priority areas are also described within NSERC's Strategic Project Grants (SPG) Target Area descriptions available here:

http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/SPGTargetAreas-SPSDomainesCibles_eng.asp#environmental

II. Application Procedures and Requirements for Researchers in Japan

JST has launched this concurrent call for proposals within the framework of its Strategic International Collaborative Research Program (SICORP) and encourages submission of Japanese/Canadian projects in the areas noted above.

NSERC has launched this concurrent call for proposals within its national call for the Strategic

Project Grants Program (SPG) competition and encourages submission of Japanese/Canadian projects with some specific instructions, including the priority areas.

Japanese-side Researchers shall use JST's SICORP application forms and Canadian-side Researchers shall use NSERC's SPG application forms. Proposals submitted to only one agency will not be eligible. The proposed collaboration should contribute significant value added through international collaboration.

II-1 ELIGIBILITY

JST

1. Proposals must involve a Principal Investigator from each country. Proposals should be based on and reinforce on-going research activities in each research group.
2. The Principal Investigator (PI) on each side must be affiliated with an academic institution or research institute (referred to as "an Institution"). Researchers from industry in Japan may participate in the joint collaboration as either PI or as one of the research team members.
3. The PI and the affiliated Institutions are expected to take responsibility for the execution of the research work throughout the duration of the project.

NSERC

NSERC requires that each Strategic Project involve the participation of a Canadian Supporting Organization that collaborates in all stages of the project; this requirement includes projects involved in this concurrent call with JST. Supporting Organizations are not required to commit funds but in-kind support is expected for the duration of the project. Supporting organizations can be either a Canadian based company or government organization.
For details: http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/SPG-SPS_eng.asp

II-2 Details of Support

JST will reserve funds for proposals submitted under this JST-NSERC concurrent call within SICORP.

NSERC will not reserve funds for proposals submitted under this JST-NSERC concurrent call; however, funding is available on a competitive basis within the budget of the SPG Program. Joint proposals will be competing with all other proposals in the national competition.

JST and NSERC expect balanced scientific contributions and cooperation from researchers of both countries in joint projects and will support direct research costs of joint projects, including, but not limited to, the exchange of researchers to the counterpart country. JST is responsible for supporting the expenses of researchers in Japan; NSERC is responsible for supporting the expenses of researchers in Canada.

This program is also designed to support additional expenses related to cooperation with a Canadian counterpart for a researcher in Japan or with a Japanese counterpart for a researcher in Canada, such as expenses for travel and/or conducting seminars/symposiums, with the precondition that the main research equipment is already possessed by each research group.

It is envisioned that around three joint projects will be funded in this third call. However, the number of joint projects selected for funding and the total funding awarded will strongly depend on the number and quality of project proposals submitted as well as available funds.

II-3 Information Common to Both Proposals

Applications to each agency must include at least the following information, as appropriate within the total page limits:

- a common project title; (Form1J/E)
- the names of the PIs (one from each country), all co-applicants and collaborators, their titles and affiliations; (Form3E, 4E)
- an abstract (no more than one page in length), describing the overall joint project and expected outcome of the proposed project - scientifically and in terms of its relevance to industry and society; (Form2J/E)
- the rationale for the collaboration and the integration of the activities planned in both countries and the total budget for the joint project, indicating the amounts requested of each agency; (Form3J, 5E, 7E)
- a clear description of the planned research collaboration including the responsibilities of both teams and the distribution of work and methods of implementation; (Form3J, 5E)
- a description of the added value and a demonstration of benefits to be expected from the international collaboration; (Form3J, 5E)
- the joint project's significance to researcher training and the development of the research environment; (Form3J, 5E, 6E)

- the ongoing activities and specific advantages of the Japanese and Canadian groups respectively, that form the basis for the proposed joint project; （Form3J，5E）
- how the project is expected to help strengthen research cooperation between the two countries over the long term; （Form3J，5E）
- the nature and extent of the collaboration including the roles of all participants, their pertinent expertise and expected contributions; （Form4E）
- how the proposed joint project compares with other comparable activities worldwide; （Form5E）
- how the intellectual property and know-how arising from the accomplishment of the joint research project will be handled; and （Form5E）
- curricula vitae of the PIs of the collaborating team and up to two other key investigators. Japanese members submit their curricula vitae using a JST form and Canadian members may submit their curricula vitae either using Form 100 or another comparable format of no more than six pages. The curricula vitae should include a list of the five best papers and other publications of the individual.（Form3E）

Applicants will be expected to clearly demonstrate the benefits of the international collaboration.

III. Support by JST and NSERC

III-1. Funding

JST

The budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for a PI in Japan over 36 months from the initial contract should not exceed 18 million yen in principle. (Including 30% overhead expenses) Example: a proposal may envisage a budget of 4 million yen for the first fiscal year, 8 million yen for the second and 6 million for the final year).

Due to budget limitations of this program, amounts will be adjusted each year.

NSERC

There is no minimum or maximum level of funding for the SPG program.

In 2013, the average *Strategic Project Grant* was $162,700 CAD per year for three years. Funding levels will vary depending on the type of research project in question.

III- 2. Cooperative Research Period

The duration of a cooperative research project shall be three years (36 months) in total beginning in December 2014.

III- 3. Funded expenses

JST

Funding provided within this call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate internationally. Funding will therefore be provided mainly in support of collaborative activities and may cover some costs of local research necessary for the collaboration.

(1) Direct expenses

- Travel expenses (which, in principle, should be paid out based on the rules of the institution to which the research leader belongs. JST provides travel expenses only for the Japanese researchers. ）
  - In principle, JST will only cover expenses for travel abroad if it is to the counterpart country/region. Expenses for travel to a third country may only be covered in the case that it is for the purpose of carrying out research activities that are explicitly necessary for the completion of the contracted research, and on the condition that the PI informs JST of the travel plans in advance.
- Expenses for holding symposiums, seminars and meetings
- Expenses for facilities, equipments and consumables
- Expenses for personnel
- Stipend for a PhD student, or stipend or salary for a post-doctoral fellow
- Others
- Expenses for creating software, renting or leasing equipment, transporting equipment, etc.

(2) Overhead expenses

Overhead expenses should be, in principle, 30% of direct expenses as shown in (1). Overhead expenses should be provided for within the total budget.

(3) Expenses not covered/funded in the program

In Principle, none of the expenses stated below shall be covered under this program:

- Expenses related to acquiring real estate or constructing buildings or other facilities
- Expenses related to procurement of major equipment
- Expenses related to dealing with accidents or disasters occurring during cooperative research periods

- Other expenses unrelated to implementation of this cooperative research project

NSERC

For NSERC's Strategic Project Grants (SPG):
http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/FinancialAdminGuide-GuideAdminFinancier/FundsUse-UtilisationSubventions_eng.asp

III- 4 Contract between Researchers – Intellectual Property

The participating institutions may deem it necessary to enter into an agreement for co-operative research to ensure good collaboration and to specify the rights regarding intellectual property. Consideration should be given to whether or not the agreement is to be signed by other parties involved in the collaboration (e.g. companies, government organizations). Such an agreement must not restrict the utilization of research results in Japan or Canada for the benefit of either country. If an agreement is concluded, it should be included with the application. Granting agencies may withhold funds until such an agreement is in place.

III- 5 Contracts

JST

Support will be implemented according to a contract for commissioned research entered into between JST and the Institution.
The contract for commissioned research will be renewed each year over the cooperative research period.
Since the contract is agreed on condition that all administrative procedures related to this project be handled within the Institution, the PI should consult with the department in charge at his/her Institution.
As for the contract between the Japanese Institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and Article 25 of the ACT on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) shall be applied to all intellectual property rights generated as a result of this project, and that these can be the properties of the Institution with which the Principal Investigator is affiliated.

*NSERC does not sign an agreement with the institution.

IV. Application

IV -1. JST Application Forms

The following application forms shall be prepared, in Japanese (J) and English (E).

Form 1E/1J	Application outline (title of cooperative research project, names of PIs, cooperative research period)
Form 2E/2J	Summary (keywords, goal, approach, expected outcome)
Form 3E	The CV's* of the PIs
Form 4E	List of individuals committed to the cooperative research project in Japan and Canada
Form 5E/3J	Description of the joint research including the introduction, goal, funds from other sources, research facilities, approach, expected outcome, synergy of the joint research activity, and research plan.

-maximum of 8 pages for 5E-

Form 6E	Research Networking plan for the cooperative project
Form 7E	Budget plan for the project (for Japanese side and Canadian side)

**The description shall include short Curricula Vitae (CV) from PIs in both Japan and Canada and up to two other key investigators of each team, which include basic information on education, past and present positions, membership of relevant organizations/associations, and the five best papers and other publications of the individual in the last 5 years. Each description should not be more than 1 page of A4.*

IV -2. Submission of JST Application Forms

PIs in Japan should electronically submit proposals in English and Japanese using the attached Application Forms "1-7" via the "e-Rad" system to Japan Science and Technology Agency in Japan by 17:00 (Japanese Standard Time) on **April 1, 2014.**

IV -3. NSERC Application Forms

For NSERC's Strategic Project Grants (SPG):
http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/SPG-SPS_eng.asp

V. Evaluation of Project Proposals

V-1. Evaluation Process

The evaluation process will not involve joint peer review. JST and NSERC will independently select committees of experts to evaluate the proposals. The agencies will independently evaluate and rank proposals according to their respective peer review processes. Based on the results of the evaluation, JST and NSERC will make a common decision regarding funding of selected proposals.

V-2. Evaluation Criteria

JST

The following general evaluation criteria will apply to each application:

1) Conformity with Program Aims and Designated Research Fields

The proposed activity shall conform to the aims of the program and the research fields that the program designates. In addition, the applicants shall already have a good research foundation for their proposed activity.

2) Capability of Research Leaders

The research leaders in both countries shall have the insight or experience (or potential in the case of younger researchers) necessary for pursuing the activity and the ability to manage the cooperation and reach the project goals during this program's period of support.

3) Effectiveness and synergy of the joint research project

The proposed research activity shall be eminent, creative and at an internationally high level in an attempt to produce a significant impact on the development of future science and technology or to solve global and regional common issues or to create innovative technological seeds that can contribute to the creation of new industries in the future.

Moreover, proposed research activities that can be expected to create synergy through collaborative research with the counterpart institution will be preferred. Such synergy could be attained through, for example, the acquisition and/or application of knowledge, skill and/or know-how of the counterpart researcher.

4) Validity of research plan

The sharing of research activities with the counterpart research institute and the planning of research expenses shall be adequate to realize the proposed research activity.

5) Effectiveness and continuity of exchange

Activities characterized by the following examples shall be involved to enhance sustainable research exchange and networking.

○ Nurturing of researchers through human resource exchange.

○ Sustainable development of research exchange with the counterpart country initiated by this activity.

○ Enhancing the research network between both countries including researchers other than the research leader and members of this activity.

○ Improving the presence of science and technology in Japan and the counterpart country.

6) Validity of exchange plan

The planning of exchange activities and their expenses with the counterpart research institute shall be adequate to realize the proposed research activity.

NSERC

For NSERC's Strategic Project Grants (SPG):

http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/SPG-SPS_eng.asp

VI. Reporting Requirements

VI-1. Annual Progress Report

JST

At the end of each fiscal year, the Japanese PI shall promptly submit a progress report to JST on the status of research and networking activities, and the institution with which the PI is affiliated shall promptly submit a financial report on supported expenses.

NSERC

During the second year of the project, the Canadian-side PI must submit a progress report and supporting organizations will be asked for their feedback. For further details, refer to the following;

http://www.nserc-crsng.gc.ca/professors-professeurs/rpp-pp/spg-sps_eng.asp

VI-2. Final Report

At the end of a project, PIs shall promptly submit to JST and NSERC respectively a final report which conforms to the specific reporting standards of each agency. This report submitted to JST shall include a financial report in addition to that on the research and networking activities. The Canadian-side PI must submit a final report on the project's achievements with respect to its objectives. The final report shall also include a general summary (maximum five A4 pages) compiled jointly by both the Japanese and the Canadian research groups. Due acknowledgement of support received from both agencies should be made in the dissemination and publication of any research resulting from funded projects.

VII. Timeline for 2013 Concurrent Call

Deadline for submission of proposals: **April 1, 2014**
Communication of results to applicants: **October 2014**
Start of projects: **December 2014**

Japanese applicants should contact the following for further information:

Yumiko Miyashita (Ms.), Daiji Naka, Ph.D.
Department of International Affairs
Japan Science and Technology Agency
Tel. +81(0)3-5214-7375 Fax. +81(0)3-5214-7379
e-mail: sicpca@jst.go.jp

Canadian applicants should contact the following for further information:

Wendy Ryan (Ms.)
Research Partnerships Programs Directorate
Natural Sciences and Engineering Research Council of Canada
Phone: 613-996-9253
e-mail: SPG_international@nserc-crsng.gc.ca

参考和訳

平成２６年度採択

国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）

日本-カナダ共同研究

第３回　研究課題提案募集

「持続可能な水利用」

（平成２６年４月１日(火)　日本標準時間午後５時締切）

Ⅰ．概要

本要領は、環境分野における「持続可能な水利用」領域に関する共同研究の共同公募にあたり、カナダ側研究者と共同で応募する日本側研究者向けに定めたものです。カナダ側研究者は、本共同公募に関する詳細を以下のサイトで確認してください。公募要領には、申請手続き、申請書式、評価基準、採択手順等が定められています。

カナダ側公募要領：
http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/NSERCANR-CRSNGANR_eng.asp

Ⅰ－１．日本-カナダ共同研究支援のための共同公募

科学技術振興機構（ＪＳＴ）は、平成２３年１０月１日、カナダ自然科学・工学研究会議（ＮＳＥＲＣ：Natural Sciences and Engineering Research Council）との間で日本－カナダの研究協力を推進するための覚書を締結し、これに基づいて、共同研究提案を公募する枠組みが作られています。

ＪＳＴとＮＳＥＲＣの両機関は、共同研究課題を支援する共同公募の開始に関する合意に基づいて、第３回研究提案募集を行います。今回は、環境分野における「持続可能な水利用」領域における募集となります。

（JST と NSERC との間では、「再生可能エネルギー」「エネルギー利用」領域で過去２回の公募を実施しました。今回は、領域を変更しての公募となります。）

Ⅰ－２．研究領域について

本公募が対象とする研究領域は「持続可能な水利用」で、以下のトピックを優先します。

(a) 水圏生態系サービスの向上

本トピックにおける研究では、人間活動が水圏生態系サービスにいかに依存

し、影響を与えるかを見いだすとともに、水圏生態系の保護・維持・修復のための有効な手法を導き出すことに重点を置きます。

水圏生態系の健全さを測る基準や指標の開発が奨励され、人間活動の影響に係るリスクアセスメント、環境政策や意志決定を導き出す基準や指標の開発、人間活動の生態系やそのサービスへの影響についてのモデルや調査手法の確立も重要となります。水圏生態系が打撃を被った後の回復・復元能力や、都市部の水圏生態系のサービス提供能力の調査研究も対象となります。

(b)　コミュニティの安全な水システム

都市化は、特に大都市において、水や水圏生態系の管理に課題をもたらします。一方、小コミュニティにおいては、公衆衛生や水・水圏生態系管理のための環境・規制要件を満たす上での厳しい課題に直面しています。

水／廃水の処理・給水・取水・排水、それらに関連する要素(エネルギー、保全、排水削減、設備の効率的利用など)を管理できる技術が求められています。

本トピックの研究は以下を対象とします。

都市部のコミュニティ対象

・汚染物質を追跡するシステム・技術の開発
・水／廃水処理、淡水化／水の再利用／補充、漏水管理、豪雨・浸水管理のための新技術開発や既存技術改良
・都市エリアが分水嶺や地下水に与える負荷の累積影響や相互作用
・地下水を含む都市の水供給のための水源保護

地方の小コミュニティ対象

・水圏生態系保護、水／廃水処理、給水、水管理のための適切な技術

水の新システムや解決策を適切に管理・維持する上で発生する障害の対応に必要となる要素を適宜提案に盛り込んでよい。

>(a) (b)のトピックに関するキーワード

以下は、日本とカナダの研究者の共通関心事項として、共同研究提案によって相乗効果が示されると思われるキーワードの一例です。(原文の英語のまま)

- Small community water supply
- Urban Area Water CSO (Combined Sewer Overflows)
- PPCP (Pharmaceutical and Personal Care Products) in point sources
- Non point source
- Eutrophication
- Environmental Monitoring

- Trace contaminants
- Climate change
- Distribution Network control
- UV treatment
- Land use
- Microbiological contamination /PCR(polymerase chain reaction)
- Source Water Protection
- Water Use, Reclaimed Water

これらのトピックを相互に関連づけあるいは組み合わせて一つの研究課題に取り入れてもよいと言えます。生態系の研究が工学的な要素を取り込んだり、または、その逆も有効です。社会科学的、社会コミュニケーション的なアプローチ、政策形成の要素を取り入れること（必須ではありません）によっても興味深い提案となり得ます。

ＮＳＥＲＣ側の研究領域説明は、以下の *Strategic Project Grants*（ＳＰＧ）のサイトに記載されています。
http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/SPGTargetAreas-SPSDomainesCibles_eng.asp#natural_resources

Ⅱ．応募手続き及び条件

ＪＳＴは、国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）（ＳＩＣＯＲＰ）の枠組みで、前述の研究領域にて、本共同研究のための課題提案募集を行います。

ＮＳＥＲＣは、自らが公募する *Strategic Project Grants*（ＳＰＧ）の通常募集の枠内で、日本－カナダ共同研究提案を募集します。その公募情報の中に、本共同研究が対象とする前述と同様の研究領域ならびに具体的指示が明記されています。

日本側研究者は、ＳＩＣＯＲＰの申請書式を用い、カナダ側研究者は、ＮＳＥＲＣの申請書式を用いて応募します。日本側研究者に合わせてカナダ側研究者からＮＳＥＲＣに同様の申請がなされない場合は、受理されません。研究提案は、付加的価値が顕著に創出される国際共同研究であることが求められます。

Ⅱ－１．応募資格

ＪＳＴ

1. 両国の研究代表者が提案に携わっていなければなりません。また、すでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される共同研究であることが必要です。
2. 両国の研究代表者は、必ずいずれかの大学や研究機関等（以下、「研究機関」という）に所属している必要があります。
日本側は、企業の研究者が、研究代表者（Principal Investigator）としても、研究分担者としても、共同研究に参加することができます。
3. 研究代表者及び所属機関は課題期間を通して、研究の遂行について責務を負うことが求められます。

ＮＳＥＲＣ

カナダ側の研究代表者が応募するためには、研究課題に「カナダ支援機関（Canadian Supporting Organization）」が参加し、研究の全段階で当該支援機関の協力が得られることを条件としています。「支援機関」は、資金援助義務はありませんが、研究期間を通して実質的な支援を行うことが期待されます。「支援機関」になることができるのは、カナダに本拠を置く企業、あるいは、政府機関です。

詳細は、以下で確認してください。

http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/SPG-SPS_eng.asp

Ⅱ－２．支援詳細

ＪＳＴは、ＳＩＣＯＲＰの枠内で、ＮＳＥＲＣとの総合評価により採択された課題に対して支援資金を準備します。

ＮＳＥＲＣは、ＪＳＴ－ＮＳＥＲＣ共同公募に提案される課題に特化した予算は用意しません。ＮＳＥＲＣが公募するＳＰＧの募集で、本公募以外の提案も含む他のすべての提案とのカナダ国内での競争を経た採択候補課題を対象に、ＪＳＴとの総合評価に基づいて支援を決定します。

ＪＳＴとＮＳＥＲＣは、両国の研究者により科学的な貢献と研究協力がバランスのとれた形で促進されることを期待し、相手国研究者との相互訪問を含む、共同研究の直接経費を支援します。ＪＳＴは日本側研究者の経費、ＮＳＥＲＣはカナダ側研究者の経費を支援します。

本プログラムは、日本側研究者にとってはカナダ側研究者との協力に関わる、カナダ側研究者にとっては日本側研究者との協力に関わる、追加的費用を支援するためのもので、支援費用としては、物品費以外に旅費、セミナー･シンポジ

ウム開催費用等が含まれます。各研究チームは日本とカナダにおいてすでに研究基盤を整備していることが前提となります。

この第３回募集においては、３課題程度が採択される見通しですが、採択数、支援額は、応募数、応募課題のレベル、また、予算によって大きく左右されます。

Ⅱ－３．日本－カナダ双方が提案書に記載すべき共通情報

両国の提案者は、それぞれＪＳＴとＮＳＥＲＣに提出する所定の申請書に、指定されたページ数以内で、以下の情報を記述するものとします。

- Form1J/E：研究題名
- Form3E, 4E：研究代表者名（両国各一人）、研究分担者全員の名前、役職、及び所属機関名
- Form2J/E：研究概要（１ページ以内）；共同研究概要、期待される成果(科学的側面、ならびに産業や社会との関係から見た重要度)
- Form3J, 5E, 7E：研究協力の根拠、計画される活動の合目的性、要求支援金額（ＪＳＴならびにＮＳＥＲＣ側双方の情報）
- Form3J,5E：明確な研究協力計画；日本側、カナダ側の責任分担、作業の流れ、実施方法等。
- Form3J,5E：国際研究協力により期待される付加的価値ならびに利点
- Form3J, 5E, 6E：研究者研修ならびに研究環境向上に本共同研究が果たす意義
- Form3J, 5E：両国の研究グループが現在それぞれ取り組んでいる研究活動ならびにグループの長所（提案された研究課題に資する点を具体的に）
- Form3J, 5E：提案課題が、長期的に見て、日本－カナダ間の研究協力の強化にどのように利すると期待されるか。
- Form4E：各研究分担者の役割、専門性、想定される貢献を含む協力の内容と範囲
- Form5E：提案課題と、世界で実施されている他の研究との比較
- Form5E：本共同研究の成果である知的財産権の取り扱い
- Form3E：共同研究チームの研究代表者、および中心的役割を果たす他の２名までの研究者の経歴（ＣＶ）。ＣＶは、所定の様式で提出すること。つまり、日本側研究者は、ＪＳＴ様式を使用し、カナダ側研究者はＮＳＥＲＣが定める方法で提出を行う。ＣＶには、最も優れた論文５本、その他出版物を含めるものとする。

申請者は、国際研究協力を実施することの利点を本申請において明確に示すことが求められる。

Ⅲ．ＪＳＴ及びＮＳＥＲＣによる支援

Ⅲ－１．支援金額

ＪＳＴ

研究課題の年間予算は、活動の内容に応じて、年ごとに違えることができます。但し、日本側研究者に割り当てられる３年間（３６ヶ月）の総予算額は、原則として、1800 万円を超えないものとします(間接経費３０％を含む)。例えば、１年目 400 万円、２年目 800 万円、３年目 600 万円、といった提案も可能です。

事業における予算上の制約により、各年度において配布金額が調整されます。

ＮＳＥＲＣ

ＮＳＥＲＣの *Strategic Project Grants*（ＳＰＧ)においては、支援金額の最低額、最高限度額は事前に決められておりません。2013年における、*Strategic Project Grants*（ＳＰＧ)の３年間の支援課題の年間支援額平均は162,700カナダドルでした。しかしながら、支援金額は、支援する課題の研究のタイプによって上下します。

Ⅲ－２　支援期間

共同研究の期間は原則３年間（３６ヶ月）で、最初の契約日（日本側およびカナダ側とも平成２６年１２月頃を予定）から起算します。

Ⅲ－３　支出費目

ＪＳＴ

今回の公募によって行われる支援は、国際研究協力を促進するためのものです。従って、支援は主に研究協力に関するものや、研究協力に必要となる国内における研究活動に向けられます。本支援で支出可能な項目は以下のとおりです。

（１）直接経費

① 旅費

旅費は、原則として各研究代表者が所属する研究機関の旅費規程にしたがって支出して下さい。ＪＳＴは、日本側研究者の旅費のみ支給します。外国旅費の

支出対象となる渡航先は原則として相手国・地域のみとなります。当該委託研究の遂行に直接必要な活動を行う場合は第三国・地域への旅費も支出可能ですが、事前に JST への連絡、確認が必要となります。

② 会議費
③ 物品費
④ 人件費（博士課程在籍者への謝金、ポスドク研究員等への謝金又は給与）
⑤ その他
ソフトウェア作成費、設備の賃貸料（リース又はレンタル料等）、機械運搬費等、上記の費目に該当しない経費。

（２）間接経費

間接経費は、本事業にかかわる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提として、（１）に示す直接経費の合計の３０％が原則となります。間接経費は総予算額の内枠として計上してください。

（３）支出できない費目

原則として、以下に示す費目を支出することはできません。

① 建物等施設の建設、不動産取得に関する費用
② 大規模設備の調達に関する費用
③ 共同研究の期間中に発生した事故・災害の処理のための費用
④ その他当該共同研究の実施に関連のない費用

ＮＳＥＲＣ:

ＮＳＥＲＣ側の情報は、以下で確認してください。

http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/FinancialAdminGuide-GuideAdminFinancier/FundsUse-UtilisationSubventions_eng.asp

Ⅲ－４　研究者間の契約　－　知的財産権

支援の実施にあたり、研究に参加する機関の間で良好な協力関係をつくり知的財産権に関する権利を明確にするため共同研究契約を締結することが必要とみなされる場合があります。研究協力に関わる企業、団体などがある場合、それらとの契約締結についても考慮されるべきです。一方、契約締結によって日本ならびにカナダの利益のために成果が活用されることを制限してはなりません。契約を締結する場合にはその旨応募申請書類に記載するものとし、ＪＳＴまたはＮＳＥＲＣは、所定の手続きにしたがって研究機関同士の取決めが完了

するまで支援開始しない場合もあります。

Ⅲ－５　応募者とＪＳＴとの契約

ＪＳＴ

支援の実施にあたり、JST は「研究機関」との間で委託研究契約を締結します。委託研究契約は共同研究期間内で年度ごとに締結します。

契約締結にあたっては、本事業に係わる一切の執行事務手続きを研究機関で実施していただくことを前提にしていますので、応募者は研究機関の担当部署とよくご相談ください。

本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第 19 条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第 25 条を適用し、原則として研究代表者の所属する研究機関に帰属させることが可能です。

＊カナダ側では、ＮＳＥＲＣと研究機関との間の契約締結はありません。

Ⅳ．申請

Ⅳ -1.　ＪＳＴ申請書式

日本側研究者は、以下の書式に従い英語版（Ｅ）および日本語版（Ｊ）を提出してください。

Form-1E/1J　申請概要（研究課題名、研究代表者、研究期間）
Form-2E/2J　研究概要（キーワード、目的、方法、期待される成果）
Form-3E　研究代表者情報（経歴（＊））
Form-4E　日本 - カナダ共同研究への参加研究者一覧
Form-5E/3J　共同研究の内容－８ページ以内－(研究背景・目的、他研究費受給状況、特有な研究装置、研究方法、期待される成果、相乗効果、研究計画)
Form-6E　人的交流の計画
Form-7E　年度毎の経費計画（日本側およびカナダ側）

（＊）日本とカナダ両国の研究代表者および中心的役割を果たす他の 2 名までの研究者の経歴を記述してください。その中には、学歴、職歴（所属機関と役職）、所属学会、過去 5 年で最も優れた 5 本の論文、出版物を含めてください。なお、各研究者につき A4 サイズの１ページ以内でお願いします。

Ⅳ -2.　申請書の提出

日本側研究者は、JSTへ2014年4月1日午後5時（日本標準時間）までに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、添付申請様式にて、指示に従い英語と日本語で応募を行って下さい。 e-Radシステムに関する詳細情報については別紙を御参照ください。

Ⅳ -3. ＮＳＥＲＣ側申請

NSERC側の情報は、以下で確認してください。
http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/SPG-SPS_eng.asp

Ⅴ．課題評価について

Ⅴ-１．評価手順

課題審査の過程で、ＪＳＴとＮＳＥＲＣとの合同でのピアレビューは実施しません。ＪＳＴとＮＳＥＲＣは、専門家で構成される委員会を個別に設置し、それぞれのピアレビュー手順に従って提案の評価と順位付けを行います。さらにその評価に基づいて、採択課題を共同で確定します。

Ⅴ-２．評価基準

ＪＳＴ

以下の一般的な評価基準を適用します。

１）事業の趣旨及び対象分野への適合性
提案内容は事業の趣旨および対象分野に合致していること。かつ当該研究の基盤が整備されていること。

２）研究代表者の適格性および現在の研究活動
日本および相手国の研究代表者は、提案課題を推進する上で十分な洞察力又は経験（若手研究代表者の場合、潜在能力）を有しており、当該事業での支援期間中に研究交流を円滑に推進できる基盤を有すること。

３）研究の有効性及び相乗効果
先導的・独創的であり国際的に高く評価される研究であって、今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関と

の交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。

4）研究計画の妥当性

提案された研究構想を実現する上で適切な研究計画であり、また研究費計画であること（相手国研究機関との研究分担を含む）。

5）交流の有効性及び継続性

持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。

○ 人的交流を通じた若手研究者の育成

○ 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展

○ 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大

○ 相手国における日本の科学技術のプレゼンスの向上

6）交流計画の妥当性

提案された交流構想を実現する上で適切な相手国研究機関との交流計画であり、また交流費計画であること。

ＮＳＥＲＣ

NSERC側の情報は、以下で確認してください。

http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/RPP-PP/SPG-SPS_eng.asp

Ⅵ. 研究代表者の報告義務

Ⅵ-1. 年度毎の進捗報告（JST）

ＪＳＴ

日本側研究代表者は共同研究の進捗状況報告を、及び研究代表者の所属する研究機関は支援費の経理報告を、毎年度終了後速やかに JST に提出してください。

ＮＳＥＲＣ

カナダ側研究代表者は、共同研究期間 2 年目に、進捗報告を提出しなければなりません。また、支援機関（Supporting Organizations）への意見聴取があります。詳細は、以下を参照してください。

http://www.nserc-crsng.gc.ca/professors-professeurs/rpp-pp/spg-sps_eng.asp

Ⅵ－2. 終了報告

日本-カナダの研究代表者は、両機関が定める報告義務に従って作成した共同

研究の終了報告を、研究協力期間終了後速やかに、JST 及び NSERC それぞれに提出してください。JST に提出する終了報告には、経理報告と共同研究活動報告を記載してください。カナダ側研究代表者は、設定した目標に沿って達成した内容について報告しなければなりません。また、終了報告には日本カナダ両国の研究グループが共同で作成した、共同研究概要（最大で A4 サイズ 5 ページ）を含めるものとします。なお、本共同研究の成果を学会等で外部発表、または出版した場合には、しかるべき謝辞を付してください。

Ⅶ. スケジュール

研究提案提出期限： **2014 年 4 月 1 日**
採択決定通知：**2014 年 10 月を予定**
研究支援開始: **2014 年 12 月を予定**

日本側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。

独立行政法人　科学技術振興機構　国際科学技術部
担当：宮下　由美子、　仲　大地
Tel. 03-5214-7375　　Fax 03-5214-7379
sicpca@jst.go.jp

カナダ側の申請者は質問や書式に関して、以下のアドレスに直接お問い合わせください。

Wendy Ryan (Ms.)
Research Partnerships Programs Directorate
Natural Sciences and Engineering Research Council of Canada
Phone: 613-996-9253
e-mail: SPG_international@nserc-crsng.gc.ca

別紙

日本側応募者への応募にあたっての注意事項

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめ（注１）を踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月文部科学大臣決定）及び「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成１８年８月科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）等の改正を前提として行うものであり、平成２６年度以降に適用されるガイドラインの改正内容等によっては、本公募要件、採択後の委託研究契約書及び委託研究契約事務処理説明書等を変更する場合があります。

（注１）：http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/09/1339981.htm 参照。

本項と併せて本事業ホームページおよび「JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項」もご覧ください。

JST 国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）

http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/cooperation.html

JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項

http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html

1　研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html

2　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて

採択された個々の課題に関する情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

3　e-Rad からの内閣府への情報提供等

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含

む）する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム（e-Rad）（※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「19 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※ 1 他の具体的な対象の競争的資金制度については、下記ホームページをご覧ください。
http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html
その他、平成 25 年度に公募を開始する制度も含みます。なお、上記取り扱いおよび対象制度は変更される場合がありますので、適宜文部科学省および JST のホームページでご確認ください。詳しくは http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/を参照してください。なお、これらとは別に 最先端研究開発支援プログラム（1,000 億円）及び最先端・次世代研究開発支援プログラム（500 億円）を、平成 25 年度までの競争的資金事業として実施しています。

※2 「府省共通研究開発システム（e-Rad）」とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムのことです。

4 不合理な重複・過度の集中に対する措置

4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。）に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減（以下、「採択の決定の取消し等」という。）を行うことがあります。

- 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、そ

の研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間（※）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先（末尾に記載）に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。 これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

5 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※1 等を含む、（以下同様））に対して、下記の表の通り、本事業への応募及び新たな参加の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、当該競争的資金制度等において応募資格が制

限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます（不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます）。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成25年度に新たに公募を開始する制度及び平成24年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容等を、他の競争的資金制度等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。また、本制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本制度への申請及び参加が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究者氏名、制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、原則公表します。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、共同研究者として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1　研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2　研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3　1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判断されるもの	2～4年
4　1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5　偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として　採択された場合	5年
6　研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

（注）　平成25年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成24年10月17日）による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成24年12月28日付で規則改正しました(施行日は平成25年1月1日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に2の項、4の項及び6の項における資格制限期間は、平成25年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成25年4月1日以降、適用します。

※1「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかった

ものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

6　研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降1年以上 10 年以内の間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

<table>
<tr><th colspan="3">不正行為への関与による区分</th><th>不正行為の程度</th><th>相当と認められる期間</th></tr>
<tr><td rowspan="5">不正行為に関与した者</td><td colspan="2">1　研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>10 年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2　不正行為があった研究に係る論文等の　著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>5～7年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>3～5年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　1及び2を除く不正行為に関与した者</td><td></td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>1～2年</td></tr>
</table>

（注）平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正（平成 24 年 10 月 17 日）を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12

月 28 日付けで規則改正しました（施行日は平成 25 年1月1日）。上表の制限期間は、改正後のものです。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。

7　採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

7.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

a. 募集要項等の要件を遵守する。
b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為（論文の捏造、改ざん及び盗用など）を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材（オンライン教材）の履修義務について周知することを約束する。

また、上記 c.項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご留意ください。

（注）本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されます。

7.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

8　関係法令など研究を進める上での注意事項

8.1 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※　現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需用者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック（2012 年　第 6 版）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター
http://www.cistec.or.jp/index.html

【参考】 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

8.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約

等（生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

http://www.mabs.jp/index.html

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

http://www.cbd.int/

8.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/

8.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

8.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

8.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

8.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

8.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

9　間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに指定した書式により JST に報告することが必要となります。

10 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JST では単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越制度を導入しています。繰越制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

11 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/h24a/keihi_toriatsukai_kubun.pdf

12 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成 22 年 6 月 19 日）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

13 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備について

本公募は、現在、文部科学省の「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめを踏まえて検討されている「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成１９年２月文部科学大臣決定）の改正内容を前提として行うものです。

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関には、標記ガイドラインの現行の内容及び改正後の内容について遵守していただく必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。

14 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合及び内容に不備が認められる場合の研究実施は認められません。）

このため、以下のホームページにある様式に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用してチェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成２５年４月以降、別途の機会にチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

具体的なチェックリストの提出方法は以下の文部科学省のホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。（登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上述のホームページと併せ以下のホームページをご覧ください。）

http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

また、本チェックリストは、標記ガイドラインの改正（平成２６年２月中を予定）に伴い、平成２６年４月以降に新たな様式とすることとしており、再度、新様式による提出を依頼させていただく予定ですので、文部科学省からの周知等に十分御留意下さい。

なお、ガイドラインの改正において「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込む予定としているため、本チェックリストについても研究機関のホームページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

15 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（平成 6 年 6 月 29 日法律第 78 号）、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号）等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

＜参考：主な共用施設・設備等の事例＞

〇「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

・大型放射光施設「SPring-8」（毎年5 月頃、11 月頃に公募）

http://user.spring8.or.jp/

・X 線自由電子レーザー施設「SACLA」（毎年5 月頃、11 月頃に公募）

http://sacla.xfel.jp/

・大強度陽子加速器施設「J-PARC」（毎年5 月頃、10 月頃に公募）

http://is.j-parc.jp/uo/index.html

・スーパーコンピュータ「京」(平成25 年度は9 月頃に公募予定）

http://www.hpci-office.jp/

〇先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象27 施設）

http://kyoyonavi.mext.go.jp/

〇ナノテクノロジープラットフォーム(対象25 機関）

https://nanonet.go.jp/

〇低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3 ハブ拠点、15 サテライト拠点）

http://www.nims.go.jp/lcnet/

〇つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano）

http://tia-nano.jp/

〇創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4 拠点）

http://p4d-www.genes.nig.ac.jp/index.html

〇ナショナルバイオリソースプロジェクト

http://www.nbrp.jp/

16 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター（※）に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター（http://biosciencedbc.jp/）

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のテータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

17 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果（論文）について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html

（http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf）

18 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果（研究開発ツール）について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html をご覧ください。

19 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm）を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

20 リサーチアシスタント（RA）の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェローシップ、TA（ティーチングアシスタント）、RA（リサーチアシスタント）など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程（後期）在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

RA を雇用する際の留意点

- 博士課程（後期）在学者を対象とします。
- 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外（不正）使用と見なされる場合がありますので十分ご留意ください。
- 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

21 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

(i)　e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

(ii)　e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録（「e-Rad による応募情報入力の方法」）をご参照ください。

①電子媒体（アップロードする申請書）に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。

②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。

④提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにも関わらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。

⑤応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（応募書類のフォーマットは変更しないでください。）応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii)　e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv)　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）のホームページ及び e-Rad のポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム） 国際科学技術部 事業実施担当 宮下・仲	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）> sicpca@jst.go.jp 03-5214-7375（直通） 03-5214-7379（FAX） 受付時間：10:00～12:00/13:00～17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日　および年末年始（12月29日～　1月3日）を除く
e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	0120-066-877（フリーダイヤル） （受付時間帯） 午前9:00～午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日を除く

○　国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）ホームページ：
http://www.jst.go.jp/inter/sicorp/index.html

○　e-Rad ポータルサイト：http://www.e-rad.go.jp/

(v) e-Rad の利用可能時間帯

（月～日）0：00～24：00（24時間365日稼働）

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

22　応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。	必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。
年齢等の応募資格の制限はありますか。	年齢制限はございません。
日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。	日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。
JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。	本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。
内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。	平成 25 年 4 月に方針が改訂され、可能となりました。
戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。	本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。

23 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第 3 期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に 30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長
中村 道治

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在 14.0%（平成 23 年度末現在。平成 24 年科学技術研究調査報告（総務省）より）といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続していって欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案を応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています(※)。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監
小舘 香椎子（日本女子大学名誉教授）

JST では、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ（ http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html ）をご覧ください。

付録

応募手順

■応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募は e-Rad を通じて行います。
e-Rad を使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。
未登録の場合は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

■本公募の締切

2014 年　4 月　1 日　17:00 厳守

■申請書様式のダウンロードと応募方法

1. e-Rad にログインする 2
2. 応募する公募名を探す 3
3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする 4
4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する 5
5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード 6
6. 応募状況を確認する 18

1. e-Rad にログインする

e-Rad ポータルサイト（http://www.e-rad.go.jp/）にアクセスします。
ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad へログインしてください。

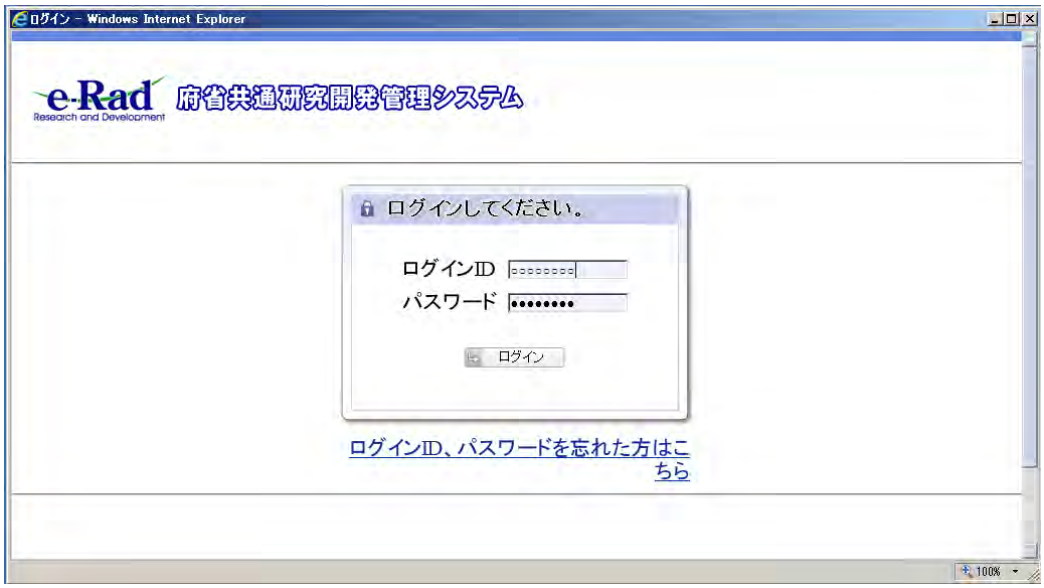

2. 応募する公募名を探す

研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。

※ 見つからない場合は、検索画面で「国際科学技術共同研究推進事業」を入力して検索できます。

3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。

「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。

4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Rad への直接入力に加え、PDF 形式に変換した申請書ファイルの e-Rad へのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

10MB までの PDF 形式 1 ファイルのみ
（パスワードは設定しないでください）

です。

また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

申請書の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます（Word、一太郎形式のみ）。操作方法は、18 ページ「e-Rad による PDF 変換の操作方法」を参照してください。

5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード

「公開中公募一覧」画面で応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックします。

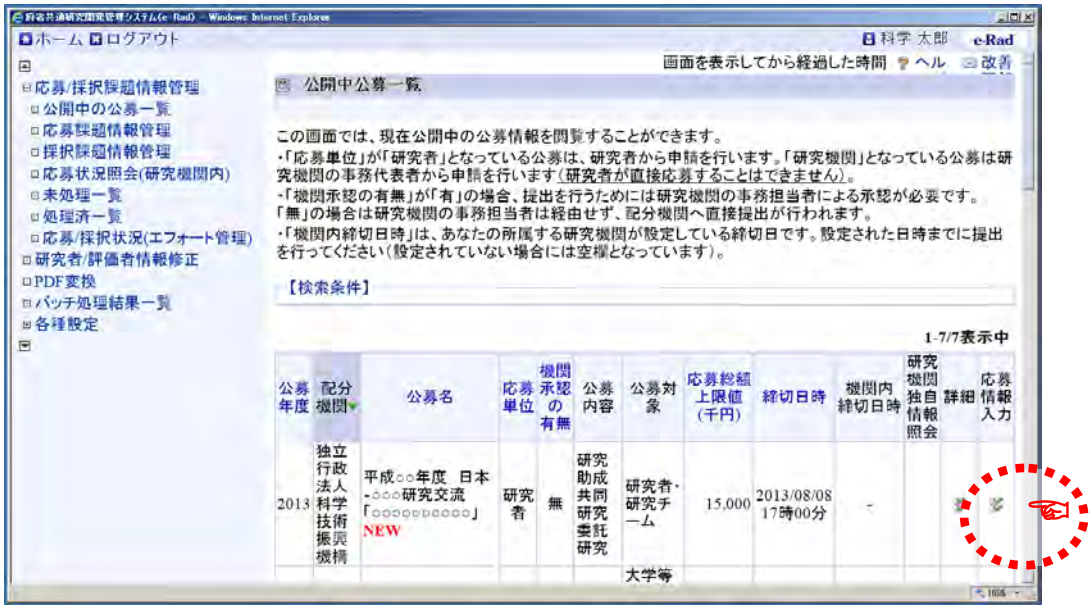

「応募条件」画面に表示された注意事項を確認し、「承諾」をクリックします。

《ポイント：応募情報登録操作ボタンの説明》

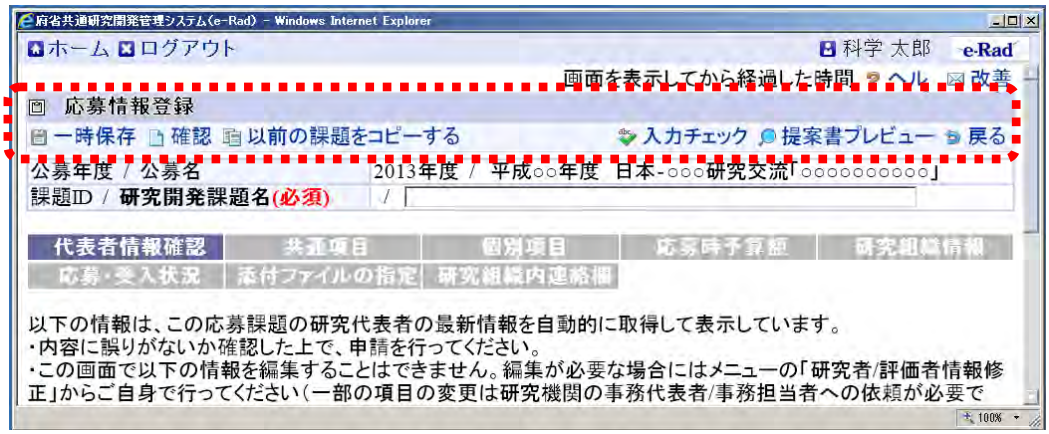

応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。
ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。 e-Rad は、ログイン後、一定時間（30 分）が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
確認	入力内容の確認を行います。 全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してください。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

①研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を**日本語**で入力します。

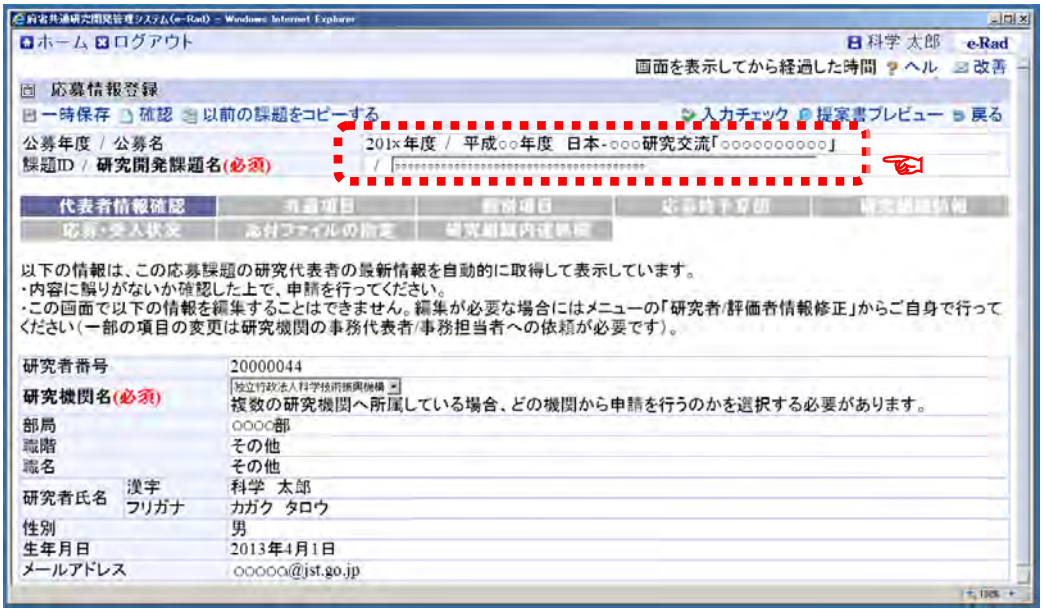

②登録されている研究者情報を確認します

「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認してください。

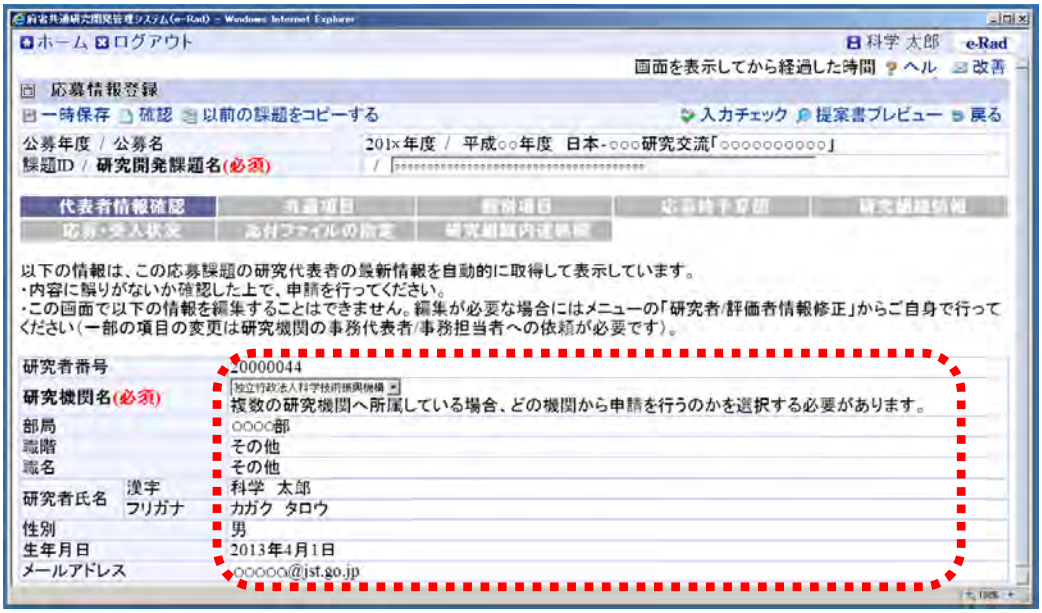

※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。
研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

③「共通項目」を入力します

「共通項目」ボタンをクリックします。

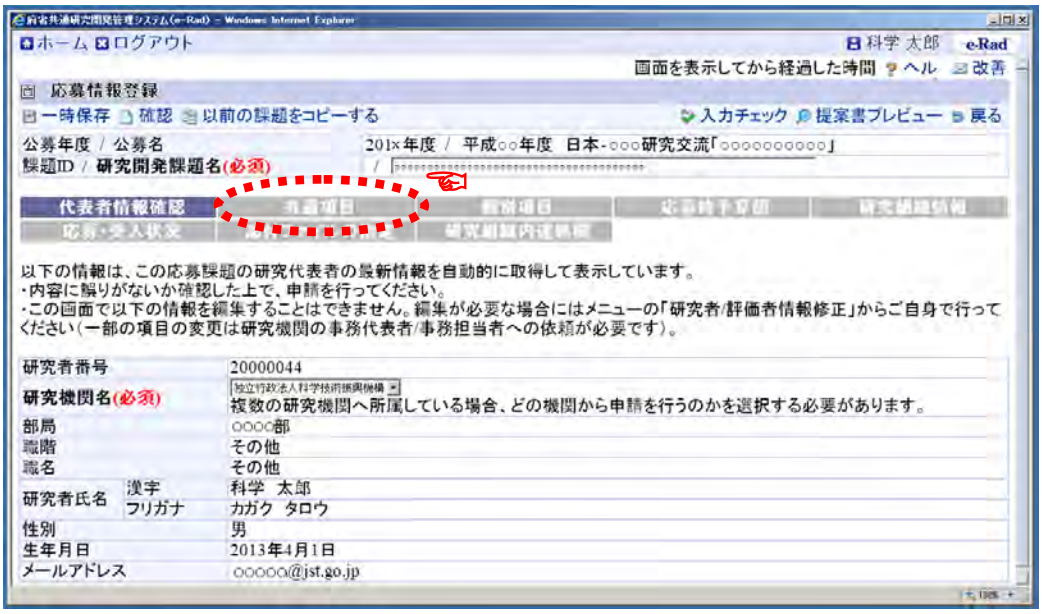

「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。

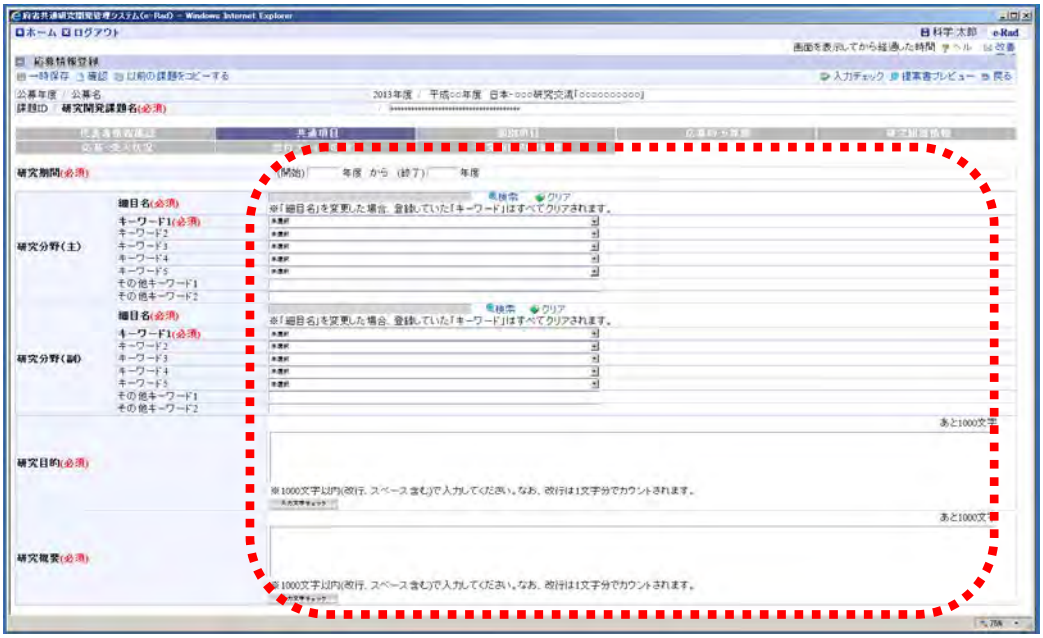

《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

◆ 研究期間

公募要領に従って、研究期間を**西暦**で入力します。
（例：2014 年度から 2017 年度（研究終了年度））

◆ 研究分野（主）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究分野（副）

ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。

◆ 研究目的

例：研究目的を**日本語 150 字程度**で入力してください。

◆ 研究概要

例:研究目的を含めた概要を**日本語 800 字程度**で入力してください。

④「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。
別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。
確認が済んだら、「確認しました」を選択します。

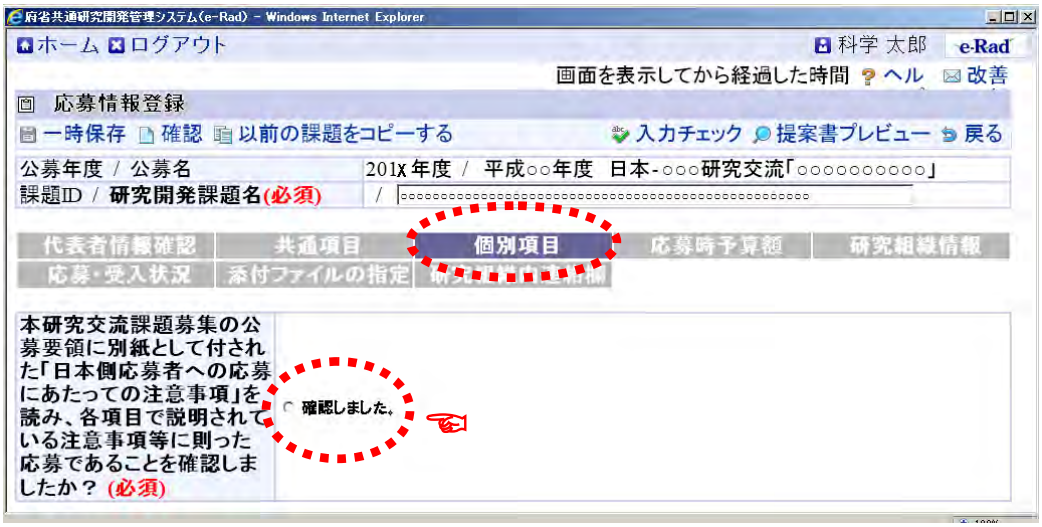

⑤「応募時予算額」を入力します

「応募時予算額」ボタンをクリックし、「応募時予算額」の入力欄を表示させます。

日本側チーム全体の総額研究費（直接経費、間接経費）を年度ごとに千円単位で入力します。千円以下は切り捨てます。
直接経費と間接経費の総額が *3* 年間で *18* 百万円以下かつ間接経費は各年度で直接経費の *30%*となるよう入力してください。

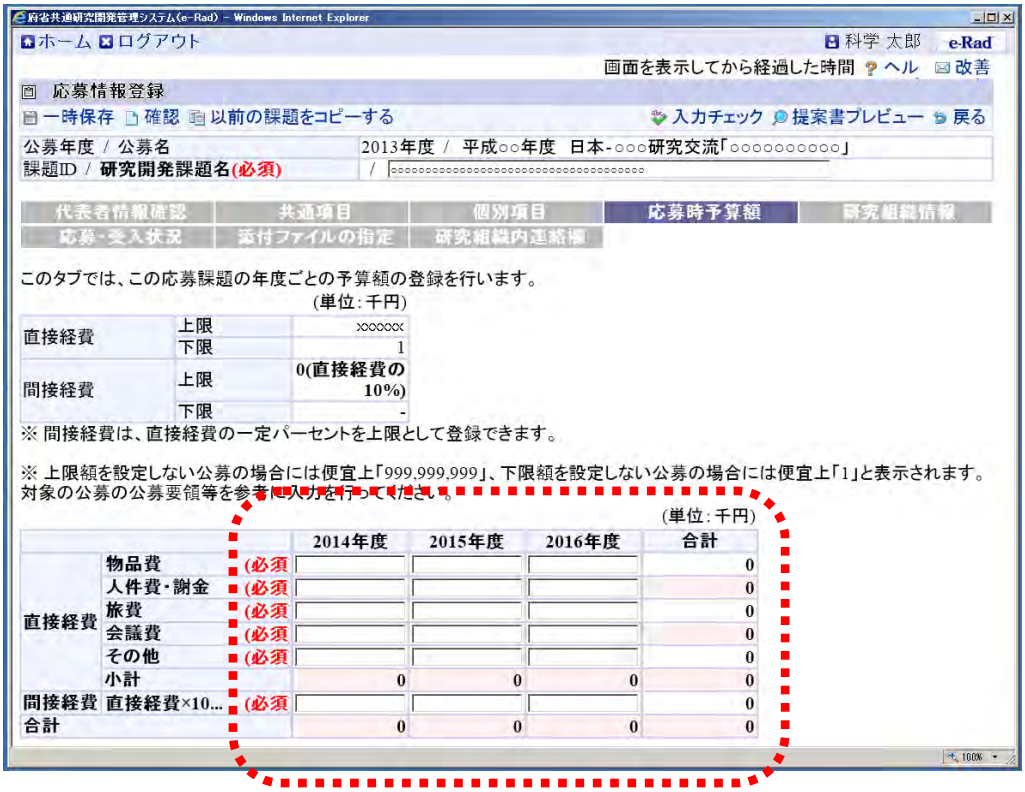

⑥研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。
本応募に関する**研究代表者の情報**を入力します。
共同研究グループがある場合はその研究組織情報を入力します。「追加」ボタンをクリックしてグループ数分の入力欄を追加します。主たる共同研究者（各共同研究グループのリーダー）の氏名、所属研究機関を入力してください。研究代表者は主たる共同研究者から研究者番号、所属研究機関コードを入手してください。

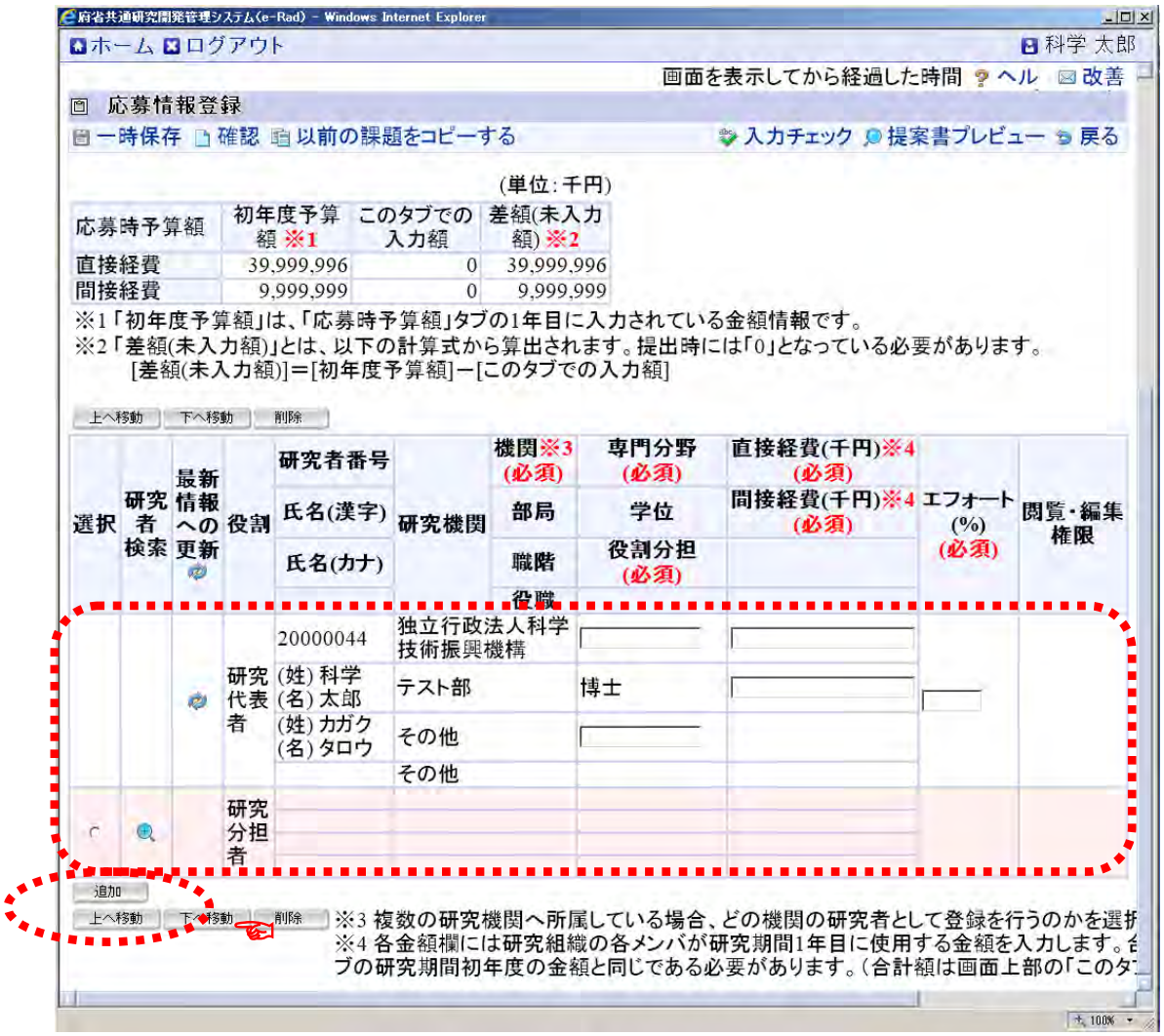

《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

◆ 直接経費／間接経費

初年度の予算額を直接経費、間接経費に分けて**千円単位**で入力します。
千円以下は切り捨てます。共同研究グループについても、研究代表者グループ同

様に全研究期間の研究費総額を、直接経費、間接経費に分けて千円単位で入力してください。
「, (コンマ)」は自動的に挿入されます。
「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「, (コンマ)」が含まれていないか確認してください。

◆ 専門分野

研究代表者および研究分担者の専門分野を**最大 50 字**で入力します。(全半角混在可能)

◆ 役割分担

研究代表者の役割分担は「**研究代表者**」と入力します。
研究分担者の役割分担は「**研究分担者**」と入力します。

◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力します。
エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間（研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合に、この研究の実施に必要となる配分率(%)を指します。
主たる共同研究者についても主たる研究代表者が本研究に割くエフォート率を入力してください。

⑦応募・受入状況を確認します

「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。e-Rad 上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。表示内容が正しいか確認します。

※ エフォート率を修正する場合は、トップ・メニュー画面の「応募/採択状況（エフォート管理）」から変更申請を行ってください。
※ 採択課題情報を修正する場合は、「採択課題管理」から、変更申請を行ってください。

⑧応募情報ファイル（申請書）をアップロードします

「添付ファイルの指定」ボタンをクリックし、アップロード画面を表示します。作成した申請書（**PDF 形式 1 ファイル、最大 10MB まで**）を「参照」ボタンで指定し、「アップロード」ボタンをクリックします。

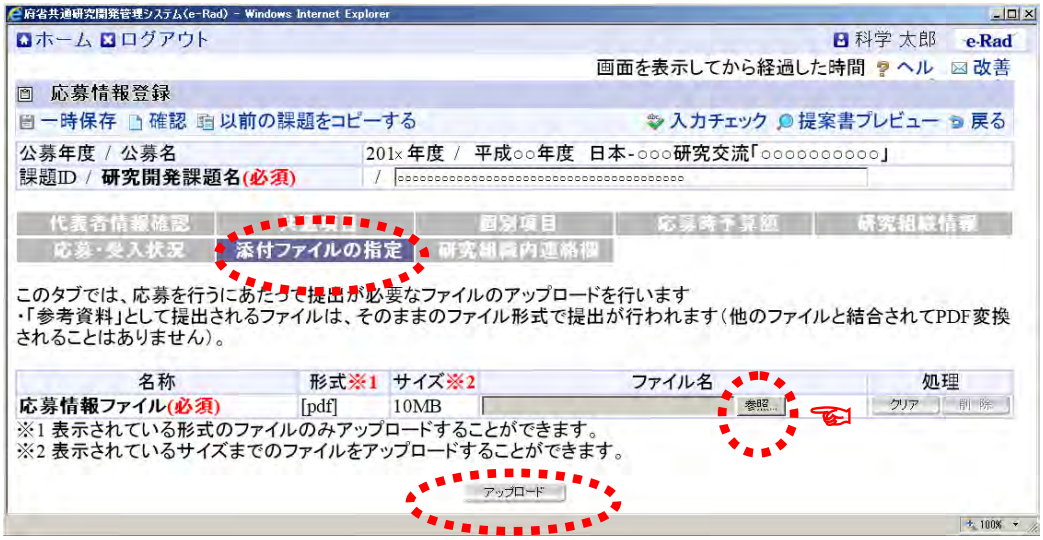

アップロードがうまくいかない場合は、ファイル形式（PDF 形式）、サイズ（10MB 以下）を確認してください。
なお、本公募での参考資料の提出は不要です。

《ポイント：「研究組織内連絡欄」は入力不要》

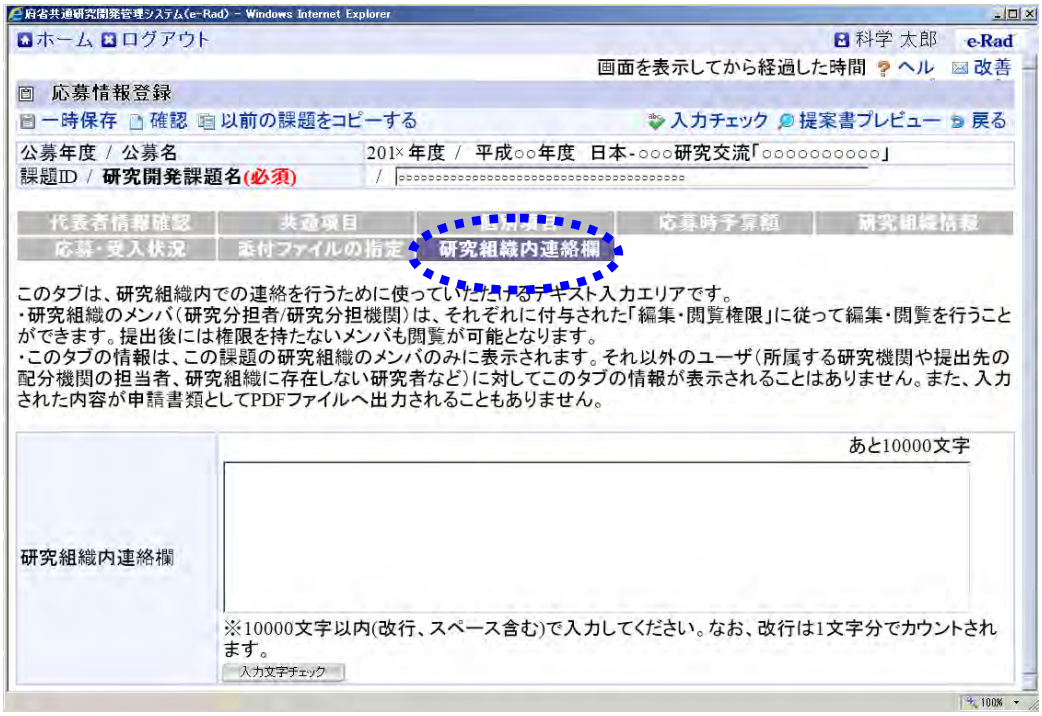

⑨入力情報を確認します

入力が完了したら、「提案書プレビュー」ボタンをクリックします。

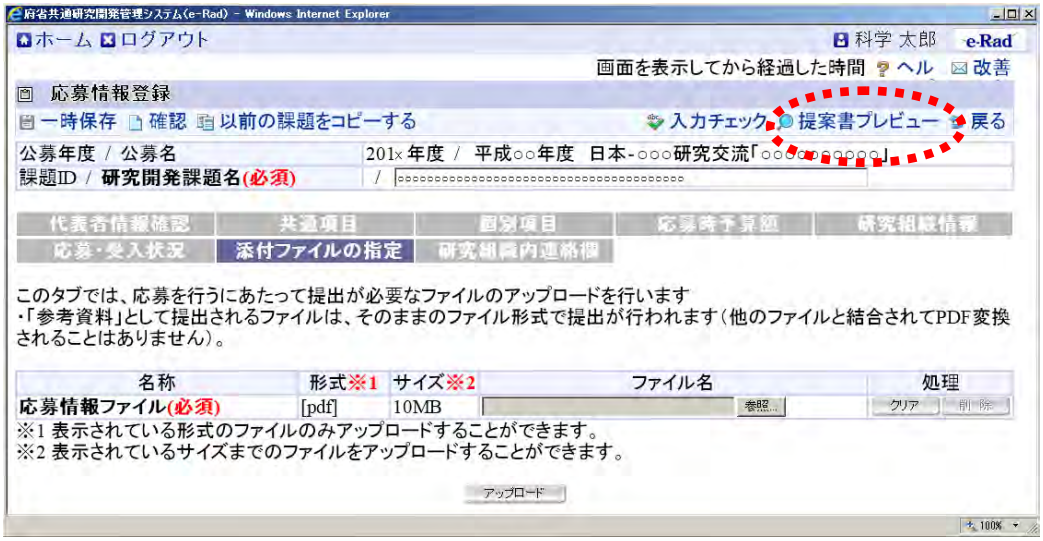

「処理中・・・」画面が表示され、これまでに入力した応募情報とアップロードした申請書ファイルを結合し、自動的に PDF ファイルを生成します。

正しく表示されていることを確認し、PDF 画面を閉じます。

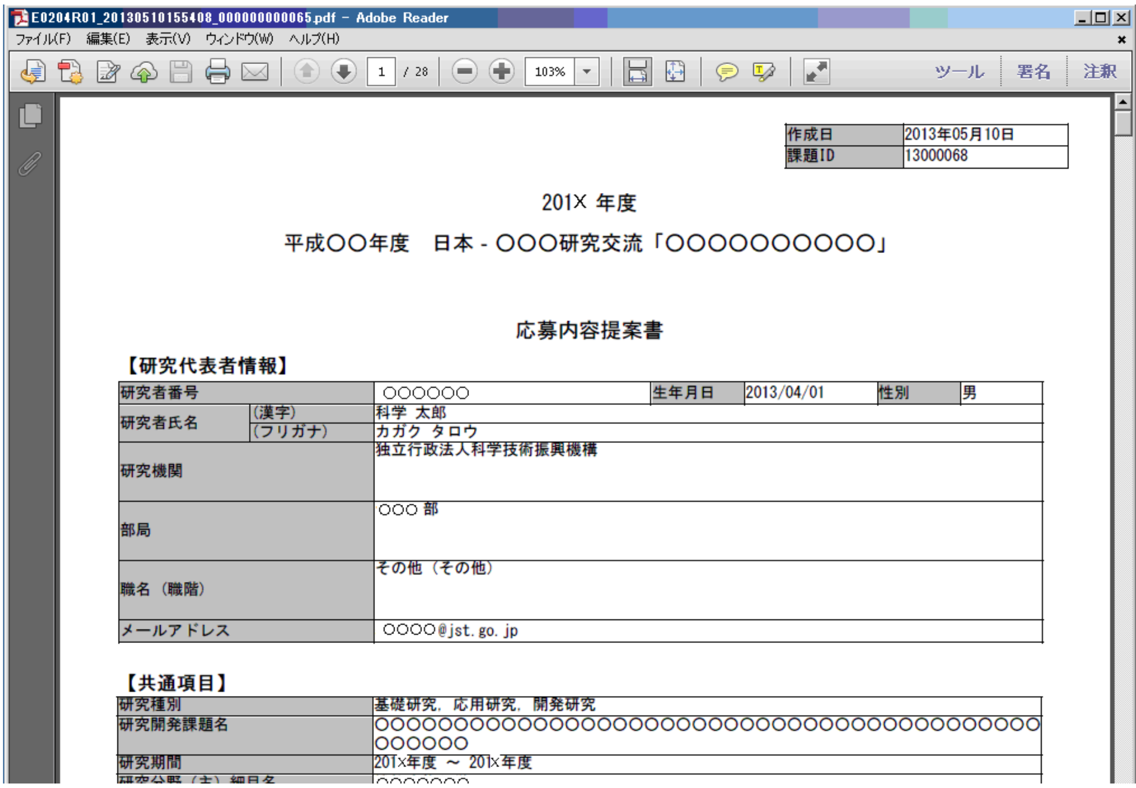

応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。

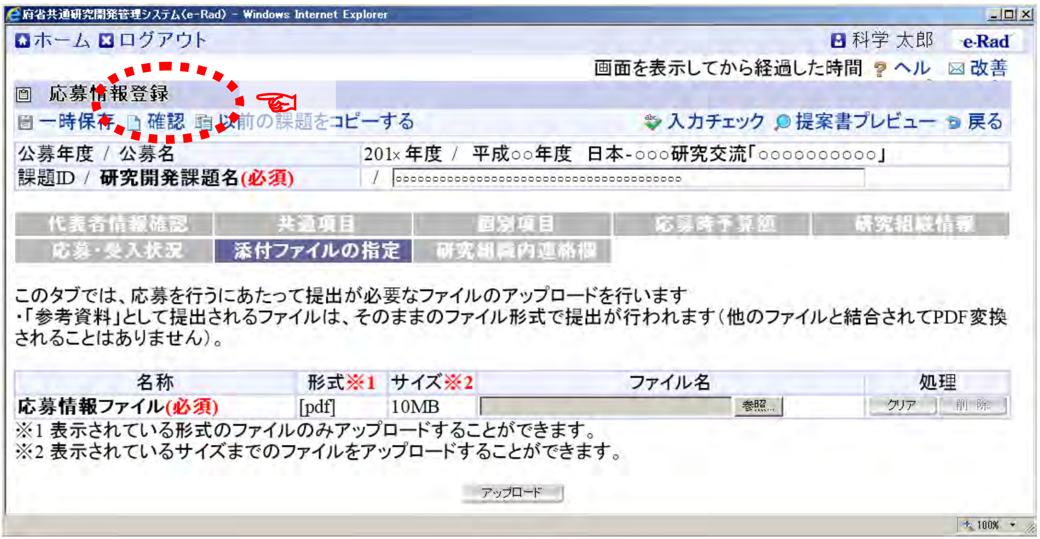

「応募情報登録確認」画面が表示されます。
不備がなければ、「実行」をクリックして応募書類を JST へ提出します。

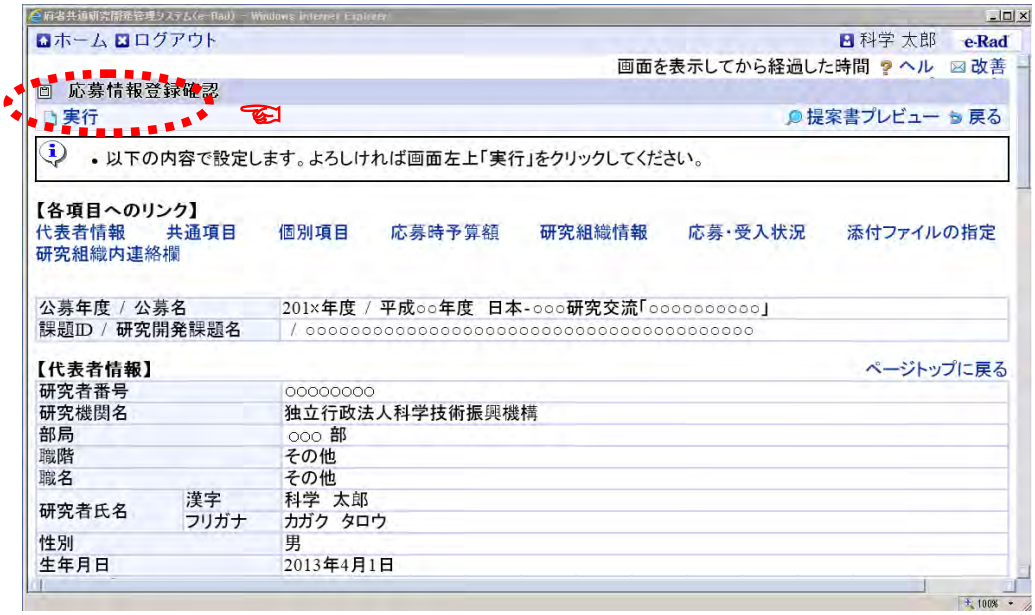

※提出前にご注意ください

JST へ提出した時点で応募書類の修正はできなくなります。
また、相手国側研究者から相手側対応機関に申請がない場合、日本側の申請は無効となります。
十分にご留意ください。

提出期限：2014 年 4 月 1 日　17:00 厳守

6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。

「応募課題情報」画面を表示します。

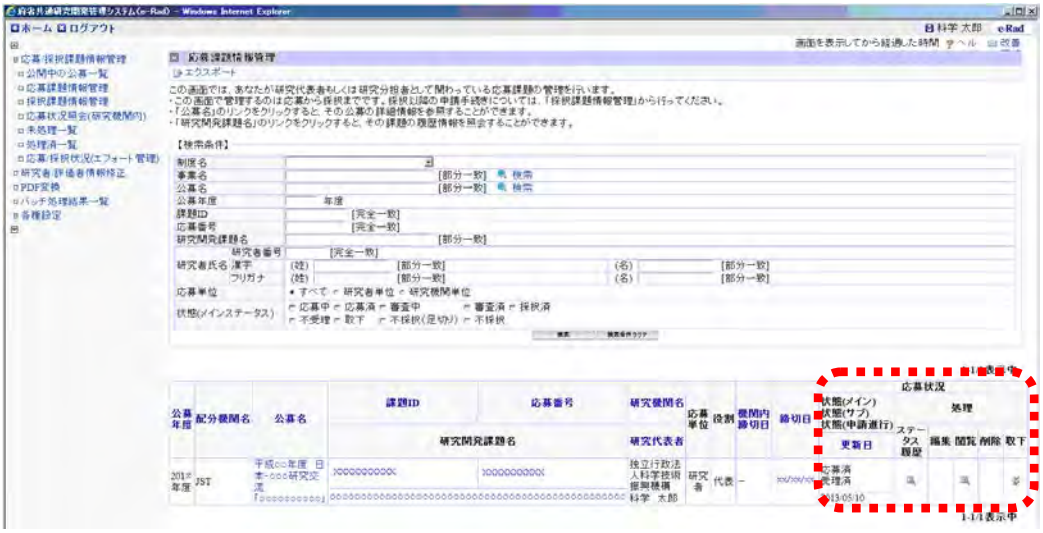

提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。
正式に受理されると、応募情報のステイタスが、「受理済」に変わります。

以上で、応募完了です。

＊＊＊補足＊＊＊

申請書(アップロードする電子媒体)の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます（Word、一太郎形式のみ）。

【e-Rad による PDF 変換の操作方法】

e-Rad トップ画面から、「PDF 変換」を選択します。

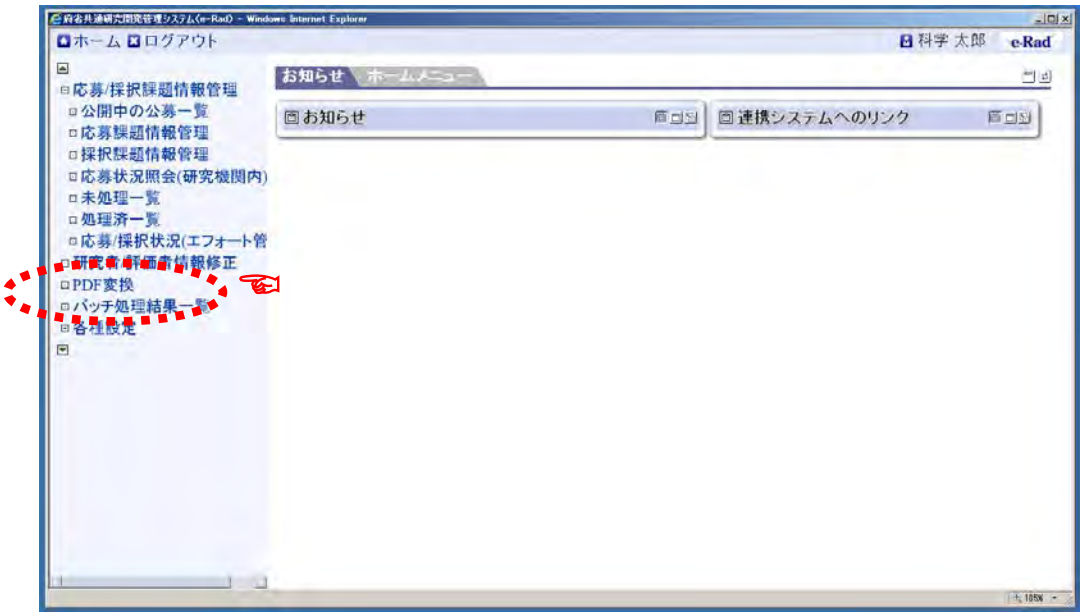

「PDF 変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。

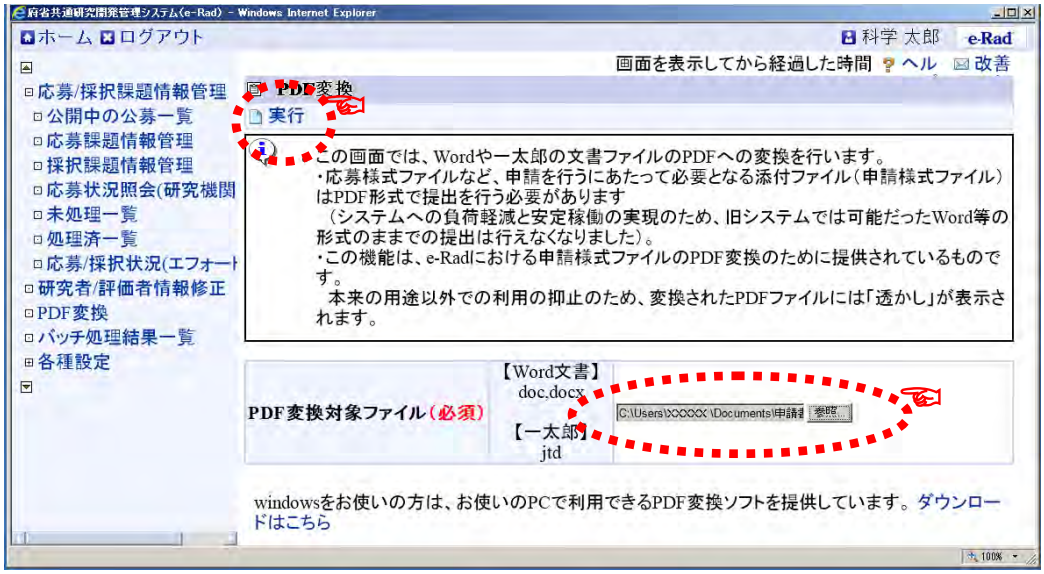

※ 申請書の元ファイル（Word、一太郎）に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画面から、確認できます。

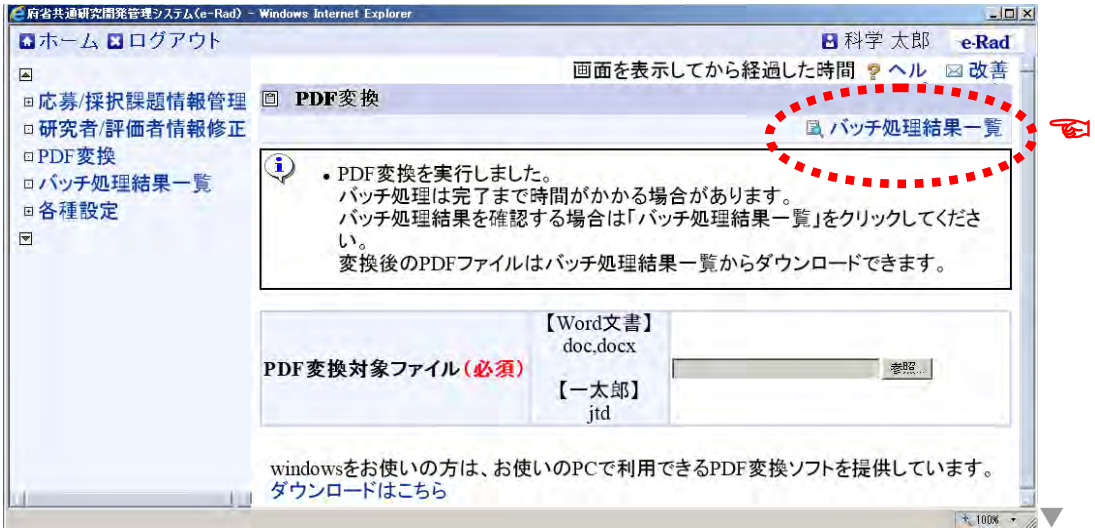

バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換された PDF の確認をします。

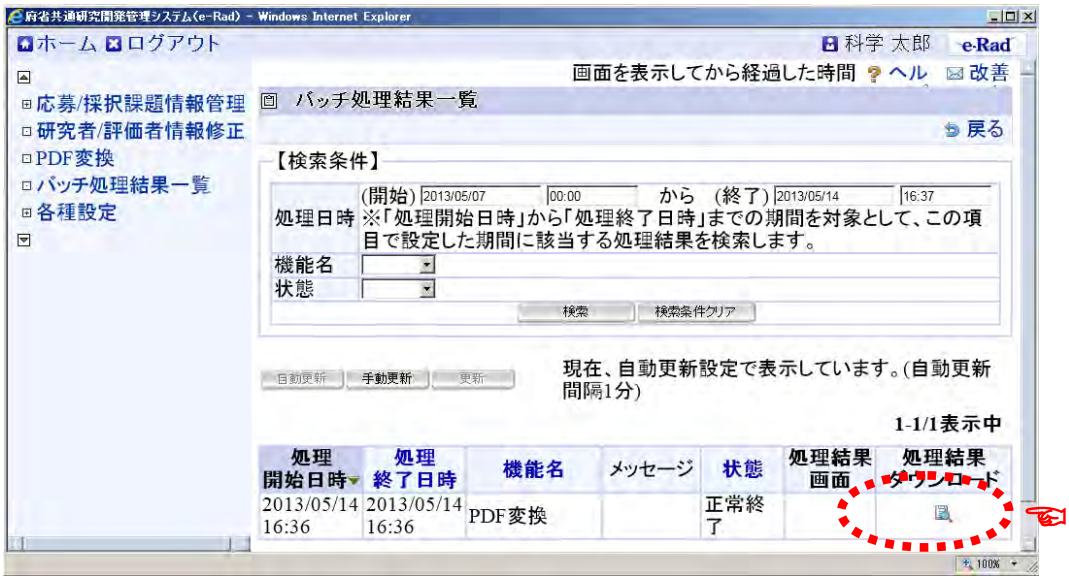

間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。